

(平成23年7月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認富山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から同年3月までの期間及び平成9年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和58年1月から同年3月まで
② 平成9年2月

申立期間①については、当時はA市B地区の婦人会集金により国民年金保険料を納付しており、婦人会の担当者が集金に来れば必ず保険料を渡していたのに、未納とされているのは納得できない。

申立期間②については、平成9年2月20日に会社を退職し、翌月から別の会社で働いたところ、しばらくして納付書が送られてきたので、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付した。それなのに、妻だけが納付済みとされ、私の納付記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、3か月と短期間である上、当該期間の前後の期間は納付済みとなっている。

また、A市が保管している申立人の国民年金被保険者名簿には、納付組織のコード番号が記載されており、同市は、当該コード番号は納付組織による納付が行われていたことを意味するものであると回答していることから、当時、申立人は、納付組織（婦人会集金）により保険料を納付していたものとみられ、申立人の主張に不自然さはいかたがえない。

申立期間②については、1か月と短期間である上、申立人が当該期間の前後の平成4年11月及び14年5月に厚生年金保険被保険者資格を喪失した際には、厚生年金保険から国民年金への切替手続が適切に行われているなど、申立人の年金制度に対する理解は深かったものと考えられる。

また、申立人の申立期間②の記録は、平成9年11月25日に追加登録されている上、申立人の国民年金保険料を納付したとしているその妻は、申立期

間②の国民年金保険料が納付済みとなっているほか、「平成9年2月分の国民年金保険料の納付書が送られてきたとき、夫から1か月分なら納付しなくてよいと言われたので最初は自分の分だけ納付したが、年金は大切だと思い、4週間ぐらいたってから夫の分も続けて納付した。」と具体的な供述をしており、当時の保険料と申立人の妻の主張する金額がおおむね一致しており、申立人の妻の証言は、申立期間②についての証言であると考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月から58年3月まで

申立期間当時はA市B地区の婦人会集金により国民年金保険料を納付していた。婦人会の担当者が集金に来れば必ず国民年金保険料を渡していたのに、申立期間について未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のほかに国民年金保険料の未納が無く、納付意識は高いと考えられる。

また、申立期間は6か月と短期間である上、当該期間の前後の期間は納付済みとなっている。

さらに、A市が保管している申立人の国民年金被保険者名簿には、納付組織のコード番号が記載されており、同市は、当該コード番号は納付組織による納付が行われていたことを意味するものであると回答していることから、当時、申立人は、納付組織（婦人会集金）により保険料を納付していたものとみられ、申立人の主張に不自然さはない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和60年5月から同年8月までの期間を10万4,000円、同年9月から61年8月までの期間を11万円、62年1月、同年2月、同年4月から同年7月までの期間及び同年9月を12万6,000円、同年10月、63年8月、同年11月及び平成元年1月から同年7月までの期間を13万4,000円、2年4月から同年8月までの期間を16万円、4年9月を18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和60年3月16日から同年4月1日まで
② 昭和60年4月1日から平成8年7月1日まで

申立期間①については、昭和60年3月16日にA社へ入社したのに、厚生年金保険の資格取得日が同年4月1日とされているのは納得できない。

申立期間②については、オンライン記録の標準報酬月額が給与支給額より低額となっている期間がある。

また、A社からは昼食（弁当）が無償提供されており、昼食相当額を現物給与として計算すると、給与支給額はさらに高くなるので、給与支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、昭和60年5月から61年8月までの期間、62年1月、同年2月、同年4月から同年7月までの期間、同年9月、同年10月、63年8月、同年11月、平成元年1月から同年7月までの期間、2年4月から同年8月までの期間及び4年9月については、申立人から提出された給与明細書により、申立人の当該期間における保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

また、A社の当時の役員、社会保険事務の担当者及び複数の同僚の証言に

より、同社が従業員に対して支給していた昼食代（弁当）は、現物給与として報酬月額に含めて扱うべきものであったことが認められる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額及び現物給与としての昼食代を含めた給与支給額から、昭和60年5月から同年8月までの期間を10万4,000円、同年9月から61年8月までの期間を11万円、62年1月、同年2月、同年4月から同年7月までの期間及び同年9月を12万6,000円、同年10月、63年8月、同年11月及び平成元年1月から同年7月までの期間を13万4,000円、2年4月から同年8月までの期間を16万円、4年9月を18万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる給与支給額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書において確認できる給与支給額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、昭和60年4月、61年9月から同年12月までの期間、62年3月、同年8月、同年11月から63年7月までの期間、同年9月、同年10月、同年12月、平成元年8月から2年3月までの期間、同年9月から4年8月までの期間、同年10月から6年1月までの期間、7年4月から8年6月までの期間については、申立人から提出された給与明細書により、申立人の当該期間に係る給与支給額又は厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えていると認められないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間②のうち、平成6年2月から7年3月までの期間については、申立人は、当該期間は病気療養のため会社を休んでいた期間であり、傷病手当金を受給していた旨説明しており、申立人に対し当該期間に係る給与の支給がなかったことがうかがえるほか、当該期間に係る給与明細書等の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料等も無いことから、申立人が当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間①については、申立人から提出された給与明細書により、申立人

は、当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認できる。

また、雇用保険の記録により、申立人は、オンライン記録の被保険者資格取得日と同じ昭和 60 年 4 月 1 日に A 社における雇用保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成13年6月は30万円、同年7月は32万円、同年8月は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成13年6月1日から同年9月1日まで

A社に勤務した期間については、平成13年6月に標準報酬月額が30万円から15万円に減額されており、申立期間の標準報酬月額が低く記録されている。

当時、給与遅配等があっても給与が下がったことはないので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成13年6月及び同年7月について、申立人から提出された平成13年の賃金台帳により、申立人は、同年6月については30万円、同年7月については32万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立期間のうち、平成13年8月について、上記賃金台帳には、同年8月分の給与に係る記載が無いものの、申立人は、「当該賃金台帳は、同年7月に事業主と従業員が給与遅配について話し合ったときに、事業主から受け取ったもので、その時点では、同年8月の給与について記載されていなかったが、同年8月は、同年6月と同額の給与を支給された。」と説明している。

また、申立人の雇用保険受給資格者証に記載されている離職時賃金日額を基に給与支給額を計算したところ、申立人の平成13年8月の給与支給額は、同年6月と同額（30万4,500円）であったことが推認される。

さらに、オンライン記録では、申立人の平成13年6月から同年8月までの

標準報酬月額が15万円と記録されているところ、上記貸金台帳により、申立人は、同年6月及び同年7月の給与から30万円以上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていることが確認できることから判断すると、同年6月及び同年7月と同等額の給与を支給されたと推認される同年8月についても、少なくとも同年6月と同額の標準報酬月額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無いため不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上記貸金台帳で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、標準報酬月額決定の基礎となる平成20年4月から同年6月までは、標準報酬月額16万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を16万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間②について、A社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成21年3月1日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間については、標準報酬月額決定の基礎となる平成20年4月から同年6月までの期間において、申立人は、標準報酬月額16万円に相当する報酬月額が事業主により支払われていたと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年9月1日から21年2月28日まで
② 平成21年2月28日から同年3月1日まで

平成21年2月28日までA社の派遣社員としてB社C工場に勤務した。

しかし、毎月の報酬額が減少していないのに、平成20年9月からの標準報酬月額が減少しているのはおかしい。

また、平成21年2月28日まで勤務し、当時の給与明細書をもても、平成21年2月の給与から厚生年金保険料が控除されているのに、資格喪失日が同年2月28日となっているので、資格喪失日を同年3月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②に係る年金記録の確認を求めているが、あつせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律を、その他の期間については、厚生年金保険法

を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間①及び②については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、平成20年9月から21年1月までは13万4,000円と記録されている。しかし、申立人から提出された給与明細書によると、標準報酬月額の決定の基礎となる20年4月から同年6月までは標準報酬月額16万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における平成20年9月から21年1月までの標準報酬月額を16万円に訂正することが必要である。

申立期間②については、申立人から提出された給与明細書及び雇用保険被保険者離職票により、申立人は、平成21年2月28日までA社に継続して勤務し、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる20年4月から同年6月までの期間において、標準報酬月額16万円に相当する報酬月額が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における資格喪失日は、平成21年3月1日であると認められ、当該期間の標準報酬月額を16万円に訂正することが必要である。

富山厚生年金 事案 770

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和58年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年2月28日から同年3月1日まで

昭和39年4月にB社へ入社し、58年3月1日に系列会社のA社からB社C工場へ異動した。

系列会社間を異動しただけなのに、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が空白となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社からの回答により、申立人は、B社及びグループ会社に継続して勤務し（昭和58年3月1日にA社からB社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和58年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、申立期間の保険料を納付したはずであると回答しているが、同社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、事業主が申立人の資格喪失日を昭和58年2月28日として届け出たことが確認できることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

富山厚生年金 事案 771

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（96万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を96万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月8日

平成17年7月8日に勤務先のA社から賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたのに、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（96万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、保険料を納付したか否か不明としており、同社を所管するB年金事務所は、申立期間の健康保険厚生年金保険賞与支払届に申立人の名前が確認できないと回答しているものの、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 11 月 1 日から 38 年 4 月 1 日まで
② 昭和 39 年 4 月 1 日から同年 7 月 3 日まで
③ 昭和 39 年 8 月 1 日から 40 年 9 月 1 日まで
④ 昭和 40 年 12 月 1 日から 42 年 3 月 21 日まで

オンライン記録では、申立期間①、②、③及び④について脱退手当金が支給されたことになっているが、受給した覚えはないので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年11か月後の昭和44年2月17日に支給決定されたこととなり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期には、既に国民年金に加入し国民年金保険料を納付しており、申立人がその当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とすべきところ、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、②、③及び④に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

富山厚生年金 事案 773

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 10 月 21 日から同年 11 月 1 日まで
昭和 61 年 2 月にA社へ入社し、63 年 10 月末で退職したはずなのに、厚生年金保険の資格喪失日が同年 10 月 21 日となっている。
申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、昭和 63 年 10 月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

しかし、A社の社内報（昭和 63 年 11 月 1 日発行）には、申立人が同年 10 月 20 日付けで退職したことが記載されており、同社も、申立人の退職日は同日であると回答している。

また、雇用保険の記録でも、申立人は、昭和 63 年 10 月 20 日にA社を離職していることが確認できる。

さらに、当時の事務担当者は、「給与の締日は毎月 20 日だったので、当時は 20 日付けで退職する者が多かった。」と供述しているほか、オンライン記録により、当時、申立人のほかにも 21 日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失している者が複数名確認できる。

なお、厚生年金保険法では、第 19 条において、「被保険者期間を計算する場合は、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」と規定されており、第 14 条において、資格喪失の時期はその事業所に使用されなくなった日の翌日である旨規定されている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、昭和 63 年 10 月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められるものの、申立期間において当該事業所に使用されていた者であったとはいえないことから、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

富山厚生年金 事案 774

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
② 昭和 40 年 3 月 1 日から 41 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 41 年 3 月 2 日から 44 年 3 月 31 日まで
④ 昭和 56 年 5 月 6 日から同年 12 月 8 日まで

申立期間①についてはA社に、申立期間②についてはB社に、申立期間③についてはC社に、申立期間④についてはD社に勤務していたのに、この間の厚生年金保険被保険者記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社は、申立人に係る人事記録等の資料を保管していないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明と回答している。

また、申立人は、当時の同僚及び社会保険事務の担当者の名前を覚えておらず、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から連絡先が明らかとなった同僚（2人）は、申立人のことを覚えておらず、申立人の勤務実態及び当時の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①において申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

申立期間②については、雇用保険の記録により、申立人が当該期間においてB社に勤務していたことは認められる。

しかし、B社は、昭和 55 年 2 月 9 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しており、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人が名前を覚えている同僚（1人）についても、B社における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間②において申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

申立期間③については、雇用保険の記録により、申立人が当該期間においてC社に勤務していたことは認められる。

しかし、オンライン記録によると、C社は、平成9年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間③において適用事業所であった記録は確認できない。

また、C社の事業主は、「当時は適用事業所ではなかったため、給与から厚生年金保険料を控除することもない。」と回答している。

申立期間④については、雇用保険の記録により、申立人が当該期間においてD社に勤務していたことは認められる。

しかし、オンライン記録では、D社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、当時の事業主及び同僚の連絡先は明らかでなく、申立人の申立期間④における厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①、②、③及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

富山厚生年金 事案 775

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 11 月から 61 年 11 月まで
昭和 58 年 11 月から 61 年 11 月までA社に勤務したのに、この間の厚生年金保険被保険者記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社は、申立期間のうち、昭和 61 年 5 月から同年 11 月までの期間に係る申立人の給与支給明細表を保管していることから、申立人は、当該期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかし、当該給与支給明細表によると、申立人の給与から昭和 61 年 5 月から同年 11 月までの期間に係る厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、A社の当時の役員は、「当時は試用期間を設けており、試用期間経過後も、社員の希望によっては社会保険に加入しないことがあった。」と証言している。

さらに、オンライン記録により、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 11 月から 59 年 6 月までは国民年金保険料の納付済期間、同年 7 月から 60 年 3 月までは国民年金保険料の申請免除期間とされていることが確認できる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（マイクロフィルム）には、申立期間において申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 1 月から 43 年 8 月まで
② 昭和 44 年 1 月から 46 年 8 月まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間①及び②について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①のうち、約 3 年間は A 社に、約 1 年間は B 社に勤務していた。申立期間②については、C 社に勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、申立人が A 社において勤務したと主張する期間について、申立人から提出された写真及び申立人が名前を挙げた元同僚（1 人）の証言により、その勤務期間は特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことはうかがえる。

しかし、A 社は、申立期間当時の資料を保管していないと回答しており、申立人の同社における勤務実態及び当時の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から連絡先が判明した当時の元同僚（3 人）に照会しても、当時の同社における厚生年金保険の取扱いについて証言を得られない。

さらに、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①において申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

2 申立期間①のうち、申立人が B 社において勤務したと主張する期間について、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から連絡先が判明した当時の元同僚（3 人）の証言により、その勤務期間は特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことはうかがえる。

しかし、B 社は、既に廃業しており、元事業主は、申立期間当時の資料を保管していないため分からないと証言しており、申立人の同社における

勤務実態及び当時の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、前述の元同僚（3人）のうち、申立期間①当時の社会保険事務を担当していた同僚は、「入社してから3か月ぐらい後に、厚生年金保険の加入手続をしていた。」と証言している上、他の同僚も、「入社してから半年ほど試用期間があった。」と証言しており、申立期間①当時、B社は、従業員の入社後、一定期間が経過してから厚生年金保険被保険者資格を取得させていた状況がうかがえる。

さらに、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①において申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

- 3 なお、申立人は、申立期間①においてA社に約3年間、B社に約1年間勤務していたと主張するのみで、具体的な勤務期間について覚えていない。
- 4 申立期間②について、C社の元事業主の証言及び申立人から提出された写真により、その勤務期間は特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことはうかがえる。

しかし、オンライン記録によると、C社は、昭和46年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②のうち、44年1月から46年3月31日までの期間において適用事業所であった記録は確認できない。

また、C社は、既に廃業しており、当時の事業主は、当時の資料を保管していないため分からないと証言しており、申立人の同社における勤務実態及び当時の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、申立人は、C社における勤務期間について明確な記憶が無い。

加えて、C社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間②において申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

- 5 このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
- 6 これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

富山厚生年金 事案 777

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 10 日から 34 年 1 月 21 日まで
A 社に勤務していた期間については、脱退手当金を支給済みとなっているが、受給した記憶は無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 34 年 4 月 7 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 3 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 34 年 1 月の前後 2 年以内に資格喪失した 32 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、23 人に脱退手当金の支給記録があり、うち 20 人が資格喪失後 6 か月以内に支給決定されており、当時の同僚（2 人）は、会社から脱退手当金の制度があると言われ、会社が請求手続をしてくれたと供述しているほか、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。